

## 大分市タクシー特定地域協議会設置要綱(案)

制定 平成21年11月27日

### (目的)

第1条 大分市タクシー特定地域協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、大分市の関係者の自主的な取組みを中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送(以下「タクシー」という。)が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

- 2 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
- 3 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
- 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織を代表する者をいう。

### (実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域計画の作成・変更
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整  
地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集  
地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請  
に掲げるもののほか協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議  
協議会の運営方法  
他の協議会等との合同開催の実施について

### (協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 九州運輸局長又はその指名する者
- (2) 大分県知事・大分市長又はそれらの指名する者
- (3) タクシー事業者等
- (4) 労働組合等
- (5) 地域住民の代表
- (6) その他協議会が必要と認める者

( 協議会の運営 )

第 5 条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の議事運営を総括する。
- 3 会長の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 事務局は、大分運輸支局輸送部門及び大分県タクシー協会に置く。
- 6 協議会に事務局長をおき、会長が協議会の構成員の中からこれを指名する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を統括する。
- 8 事務局長の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
- 9 会長は、必要に応じて、部会等を設置することができる。
- 10 協議会は、協議会の全ての構成員の出席（代理出席及び委任出席を含む）をもって成立するものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - ( 1 ) 会長の選出を議決する場合  
第 4 条における構成員の種別ごとに 1 個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
  - ( 2 ) 設置要綱の変更並びに地域計画の作成・変更を議決する場合  
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。  
第 4 条(1)(2)の構成員が全て合意していること。  
第 4 条(3)の構成員の合意については、議決に合意しているタクシー事業者の特定地域内タクシー車両数合計が特定地域内のタクシー車両総数の過半数以上であること。  
第 4 条(4)(5)(6)のそれぞれの構成員の種別毎に過半数が合意していること。
  - ( 3 ) その他の議決については、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。  
会長及び事務局長が合意していること。  
会長及び事務局長以外の構成員の過半数が合意していること。
- 12 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。
- 13 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

( その他 )

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 この要綱は平成 年 月 日から施行する。

第一回大分市・別府市

タクシー特定地域協議会

平成21年11月27日

# 第1回大分市・別府市

## タクシー特定地域協議会（会議資料）

平成21年11月27日

13:30～

コンパルホール（大分市）

# 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(特措法)とは？

## 特措法の概要

タクシーは、鉄道・バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関である。しかしながら、タクシー事業を巡っては、長期的に需要が減少傾向にある中、タクシー車両が増加していることなどにより、地域によっては、収益基盤の悪化や運転者の賃金等の労働条件の悪化等の問題が生じており、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況にある。

こうした状況において、平成20年12月18日に交通政策審議会から「タクシー事業を巡る諸問題への対策について」が答申され、タクシーの機能を維持、活性化するために現時点で必要と考えられる対策が示された。

本法律は、以上を踏まえ、所要の措置を講ずるものである。

# 特措法の骨子

## ①国土交通大臣による特定地域の指定

供給過剰等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない地域（地方公共団体の長は、国土交通大臣に対して、特定地域の指定を要請することが可能）

## ②特定地域の協議会による地域計画の作成及び実施

特定地域において、地域のタクシー事業者の関係者（地域住民も含む）は、協議会を組織し、特定地域におけるタクシー事業者の適正化及び活性化を推進するための計画（地域計画）を作成することができる。

地域計画で定めるべき事項：

- ①タクシー事業者の適正化及び活性化推進に関する基本的な方針
- ②地域計画の目標
- ③目標達成のための事業等

## ③タクシー事業者による特定事業計画の作成

特定地域のタクシー事業者は、単独又は共同で、地域計画に即したタクシー事業者の適正化及び活性化に資する取組み（特定事業）を実施するための計画（特定事業計画）を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができる。

特定事業計画には、事業譲渡、合併、減車等（事業再構築）について定めることができる。

## ④特定地域における道路運送法の特例

特定地域において増車を行う場合は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

# 協議会設置の目的

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」より

## 関係者相互の連携及び協力について

### 第七条

国、地方公共団体、一般乗用旅客自動車運送事業者等その他関係者は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

## 協議会の設置について

### 第八条

特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第一項に規定する地域計画の作成、当該地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会(以下単に「協議会」という。)を組織することができる。

2. 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

- 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
- 二 学識経験を有する者
- 三 その他協議会が必要と認める者



# 協議会とは

国土交通省告示「特措法に関する基本方針」より

## 基本的な考え方

- 協議会は、地域計画の策定主体となるものであり、計画実施に係る関係者間の連絡調整を行うなど、特定地域におけるタクシー事業の適正化・活性化を推進する上での中心的な役割を担うもの。
- 地域の多様な関係者が積極的に協議会に参画し、共有の認識の下、タクシー事業の適正化・活性化に関する取組を総合的かつ一体的に取り組んでいくことが期待される。

## 構成員

- 地方運輸局長、関係地方公共団体の長、タクシー事業者・団体・運転者の団体、地域住民のほか、必要に応じて他の公共交通事業者、地元企業、学識経験者等を構成員に含めることが望ましい。
- また、協議事項に係る関係行政機関（都道府県労働局又は労働基準監督署、都道府県警察本部など）の参画を得ることも重要。

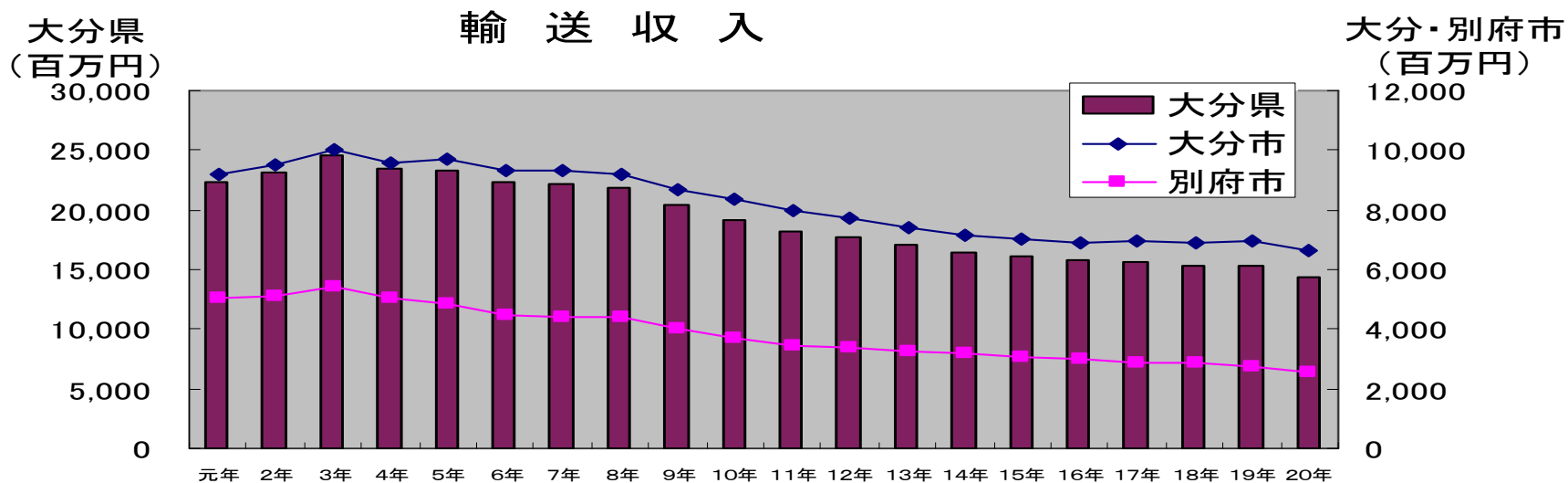
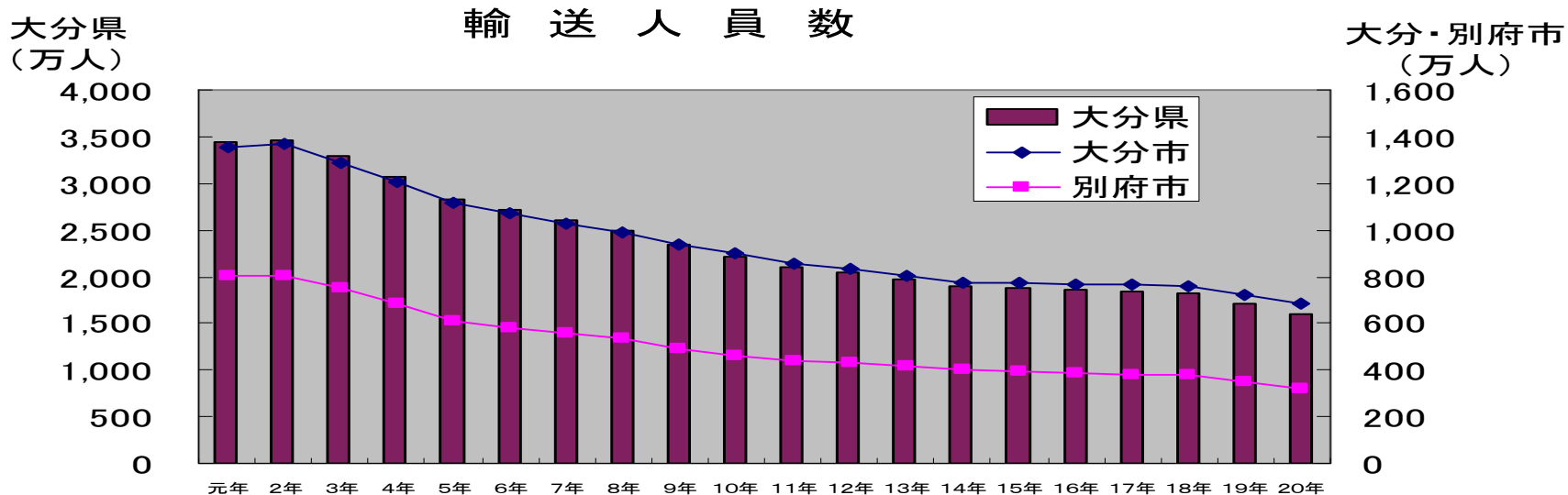
## 留意事項

- 協議会運営の透明性・実効性等を確保する観点から、協議会における意思決定の方法等に係る規約を定め、適切に協議会を運営することが望ましい。
- 協議会運営の効率化や他の計画との整合性の確保を図る観点から、地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会等と合同で協議会を開催することも考えられる。

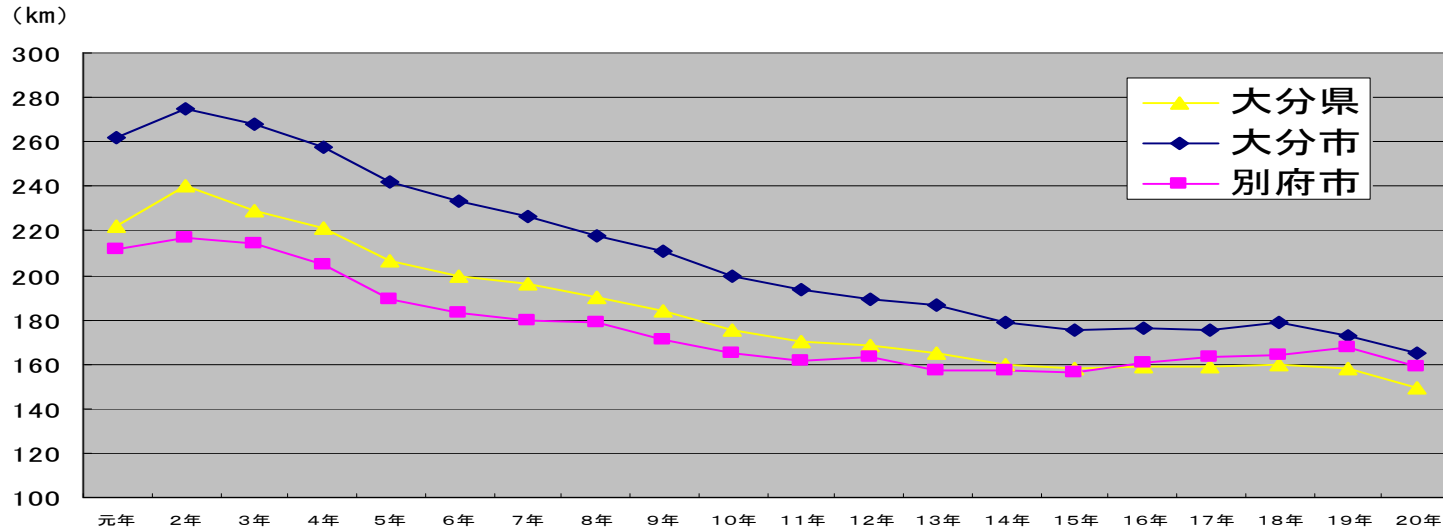


# 大分・別府市の状況

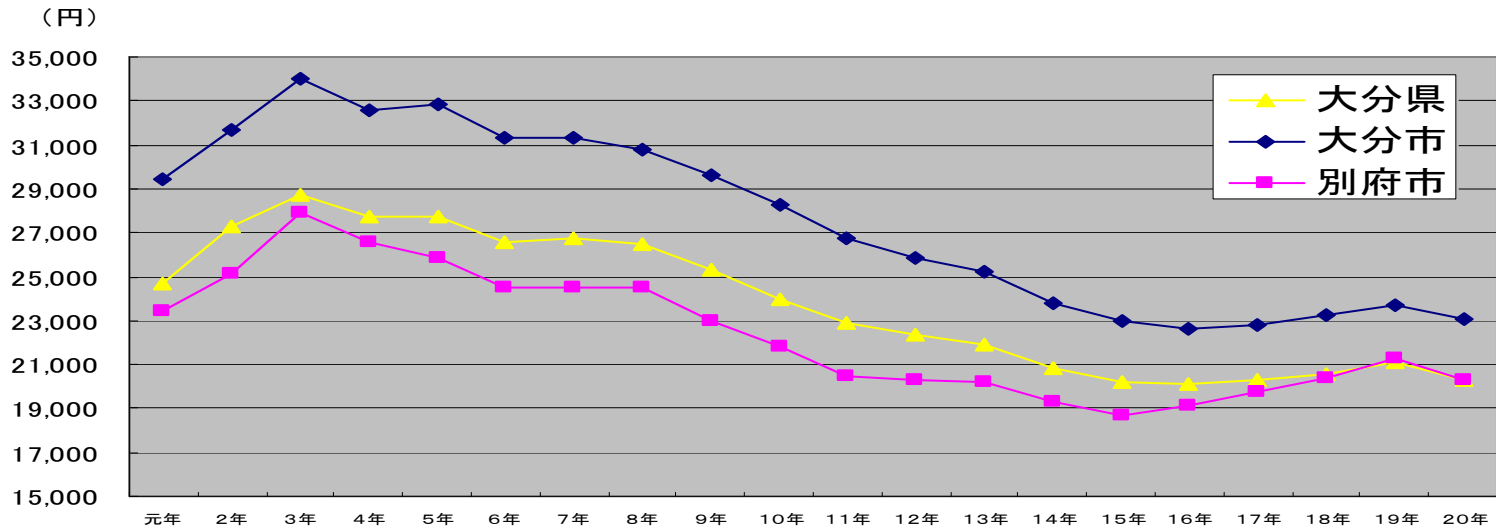
資料: 大分県タクシー協会調べ



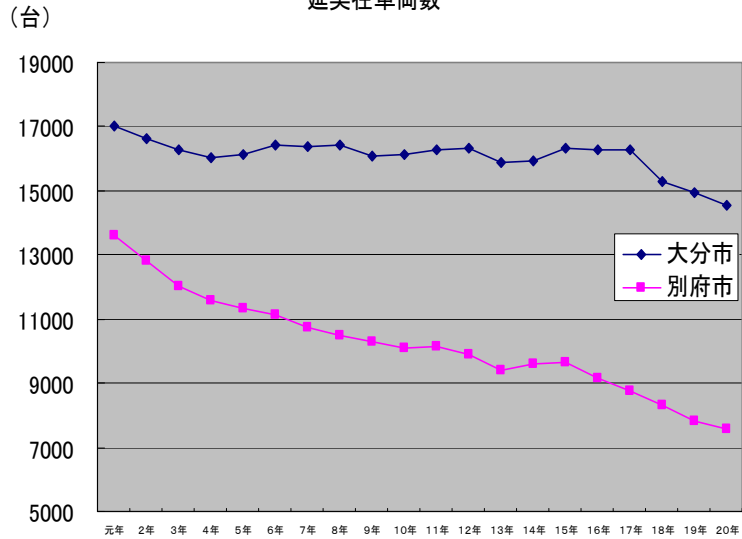
### 1日あたりの走行距離



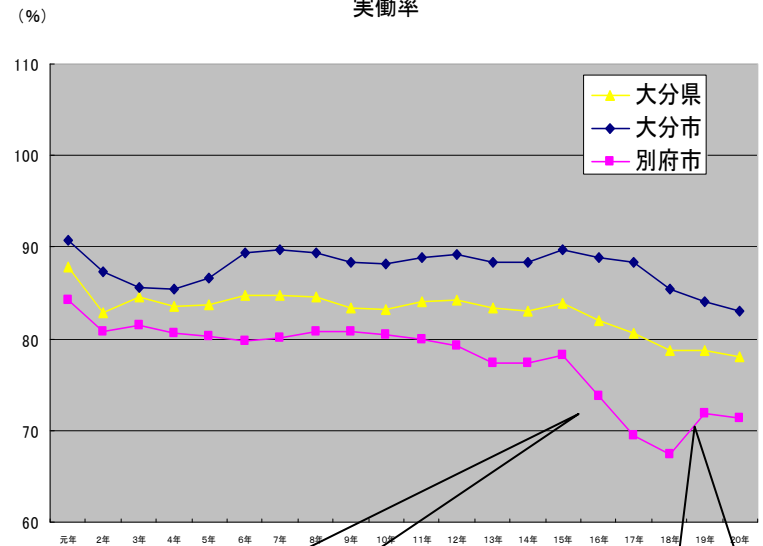
### 1日あたり運送収入



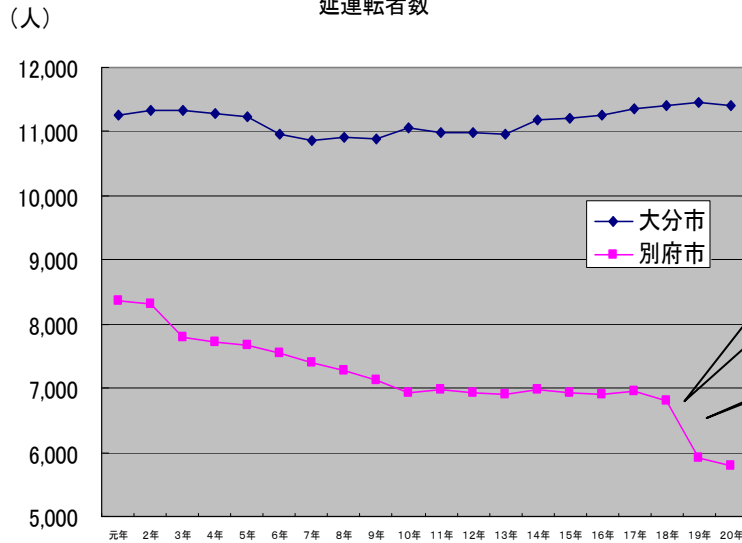
延実在車両数



実働率



延運転者数



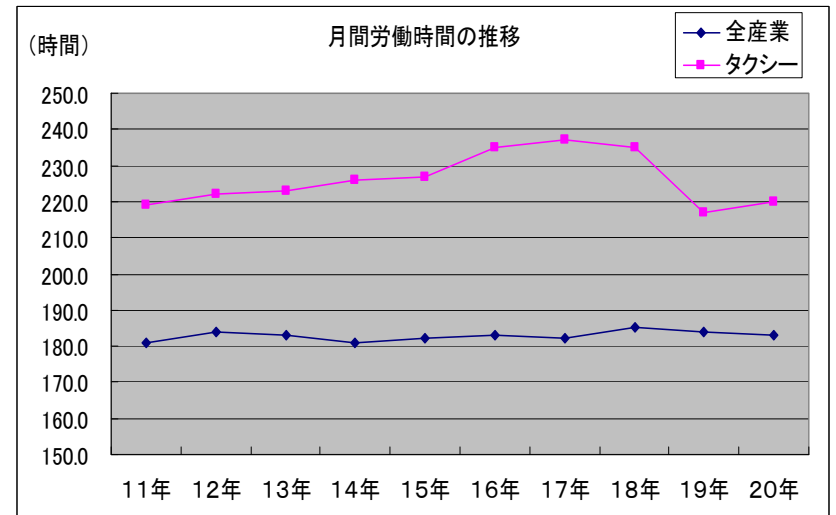
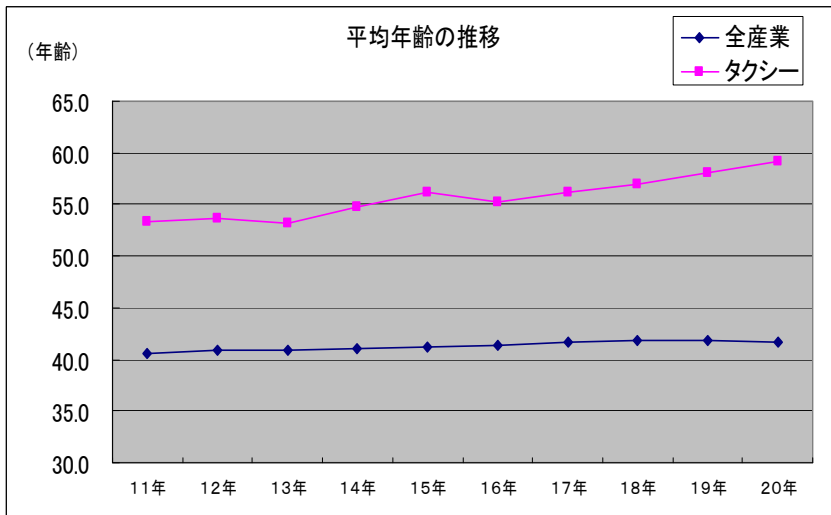
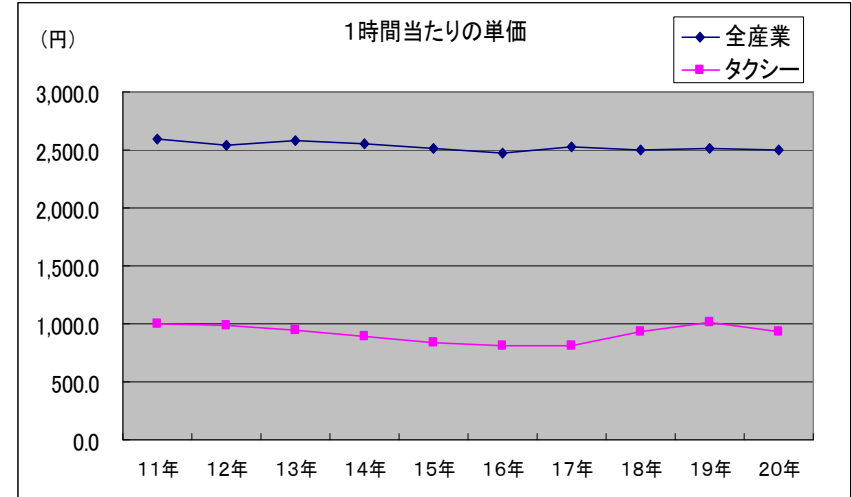
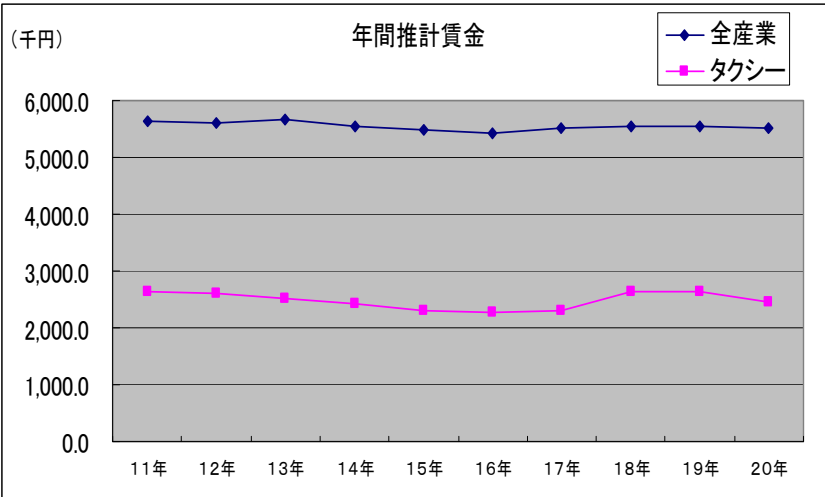
事業者の吸収・廃止  
によるもの

減車、事業整理  
による

# タクシー運転者の労働環境

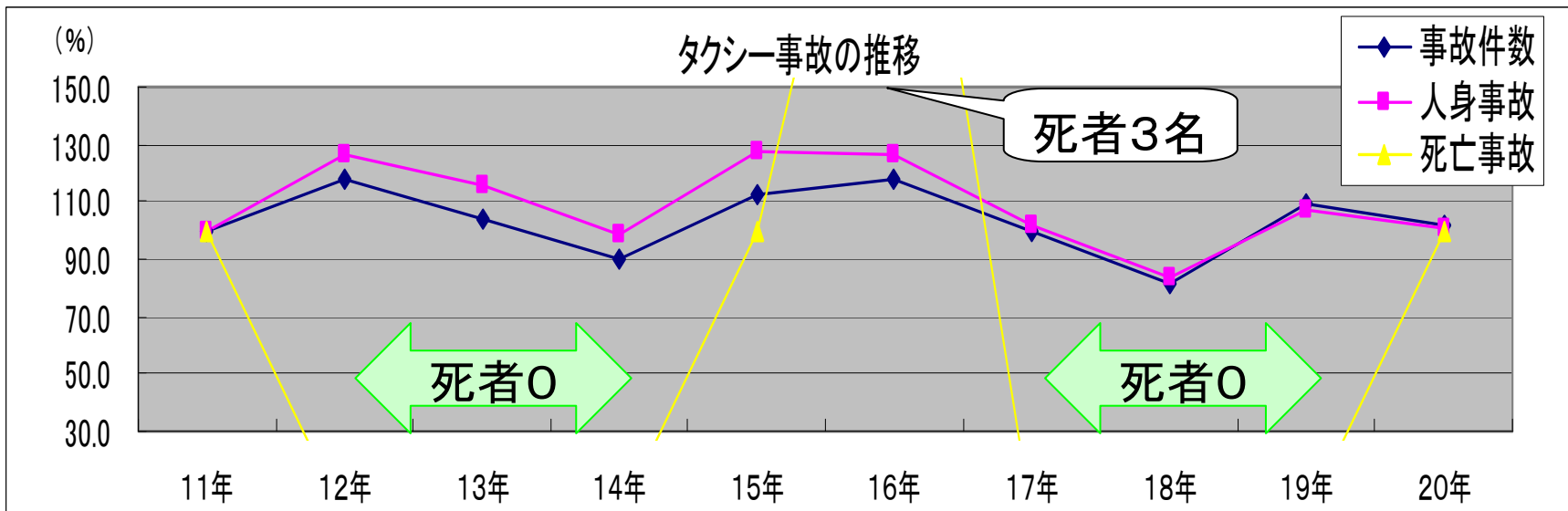
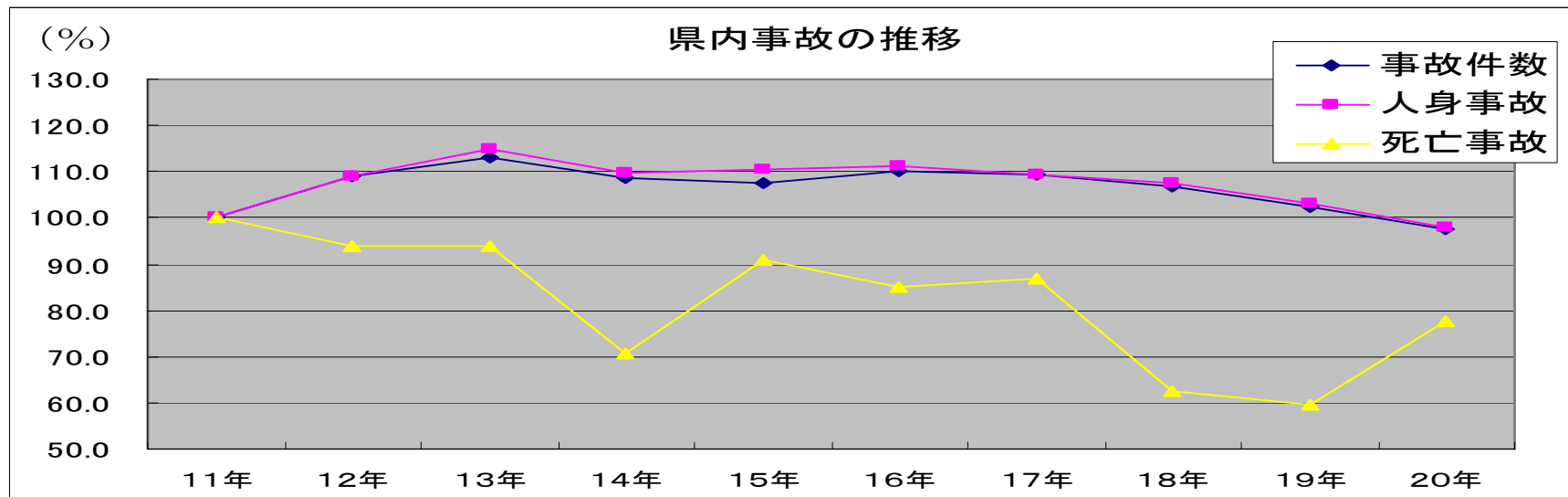
査]

参考資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」



# 県内におけるタクシー事故の現状 (平成11年を100として)

資料:大分県タクシー協会調べ



# 適正と考えられる車両数の算定について

## ○需要量の算定

次式により推定。

$$\begin{aligned} & \text{需要量 ( 21 年度の推定総実車キロ )} \\ & = 20 \text{ 年度の総実車キロ} \times \text{平成 16 年度から 5 年間の総実車キロの各前年度比の平均値} \end{aligned}$$

## ○適正と考えられる車両数の算定

次式により行う。

$$\begin{aligned} & \text{適正と考えられる車両数} \\ & = \text{需要量} \div (\text{過去 5 年間の平均総走行キロ} \times \text{平成 13 年度の実車率} \\ & \quad \div \text{過去 5 年間の平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率 ( )} \\ & \text{実働率については、「90\%」及び「85\%」を適用してそれぞれ算出。} \end{aligned}$$

|      | 「90%」  | 対20年度末比 | 「85%」  | 対20年度末比 |
|------|--------|---------|--------|---------|
| ・別府市 | 約 330両 | 71.6%   | 約 350両 | 75.9%   |
| ・大分市 | 約 760両 | 79.2%   | 約 810両 | 84.5%   |

〈参 考〉 平成20年度末(H21. 3. 31)現在の車両数


|      |      |
|------|------|
| ・別府市 | 461両 |
| ・大分市 | 959両 |

$$\text{需要量} \div \left[ \text{過去5年間平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \left[ \text{過去5年度平均延実働車両数} \div 365 \text{日} \div \text{実働率} \right] \right]$$

タクシーが稼働した車両数      タクシーが稼働した割合

$$\text{需要量} \div \left[ \text{年間実車キロ} \div \left[ \text{過去5年度平均延実働車両数} \div 365 \text{日} \div \text{実働率} \right] \right]$$

旅客が利用した距離



$$\text{需要量} \div \left[ \text{実働車1両あたり実車キロ} \div 365 \text{日} \div \text{実働率} \right]$$

$$\text{年間必要実働車両数} \div 365 \text{日} \div \text{実働率}$$

$$\text{1日当たり実働車両数} \div \text{実働率}$$

$$\text{適正車両数}$$



## 特定地域における措置

1. 新規参入要件を厳格化
2. 増車を事前届出ではなく、認可制に
3. 減車実施事業者に対する監査の特例
4. 行政処分の特例

## 全国で適用される措置

1. 運賃料金の認可基準の改正

道路運送法の改正により、運賃料金の認可基準を当分の間、  
「適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないもの」



「適正な原価に適正な利潤を加えたもの」

2. 行政処分の厳格化

# 地域計画の基本的な考え方

- 地域計画は、特定地域における地域公共交通機関としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化・活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるもの。
- 地域計画の策定に当たっては、協議会において地域の輸送ニーズやタクシー事業の実情を十分に把握し、それらに的確に対応した取組を定めることが必要。
- この際、特定地域においては、供給過剰の進行や過度な運賃競争により地域公共交通としてのタクシー機能が低下していることに留意し、地域の实情に応じて、供給過剰の解消や過度な運賃競争の回避、運転者の労働条件の改善・向上、タクシー車両による交通問題の解消のための対策について定めることが求められる。

# 地域計画で定めるべき事項

## ①タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針

○協議会における関係者間の共通認識の形成に資するものとして、地域におけるタクシーの位置付け・役割、タクシー事業を巡る現状の分析・取組の方向性等について、可能な限り具体的に記載。

○タクシー事業を巡る現状分析・取組の方向性を定める際には、地方運輸局長が提示する当該地域において適正と考えられる車両数を適切に斟酌することが重要。

## ②地域計画の目標

特定事業等の前提となる目標として、次の事項を参考にしながら地域の実情に即した目標を設定。

- 1) タクシーサービスの活性化
- 2) 事業経営の活性化、効率化
- 3) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- 4) タクシー事業の構造的要因への対応
- 5) 交通問題、環境問題、都市問題の改善
- 6) 供給抑制
- 7) 過度な運賃競争への対策

## ③地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

【特定事業とは】

- 1) 利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供
- 2) 情報通信技術の活用による運行の管理の高度化
- 3) 利用者の利便の増進に資する乗場の設置及び運営
- 4) 事業用自動車の適正な運行の確保に資する装置等の導入
- 5) 事業用自動車の運転者等に対する講習等の実施
- 6) 利用者からの苦情、問合せ等に迅速かつ適切に対応するための体制整備
- 7) 他の公共交通機関との乗継ぎの円滑化に資する措置の実施
- 8) 事業用自動車の集中により発生する駅前、繁華街等における渋滞を解消するための措置の実施
- 9) 低公害車の導入等による事業活動に伴う環境への負荷の低減
- 10) 事業用自動車の運転者の労働条件の改善その他の労働環境の整備
- 11) 利用者の需要に対応したサービスの提供
- 12) 利用者の特別の需要に応ずるための運送の実施
- 13) 輸送需要に関する調査の実施